



日本慢性期医療協会 指定研修機関番号：1513001

第8回看護師特定行為研修指導者講習会

日程 2019年8月24日(土) 会場 CIVI北梅田研修センター(大阪会場)

厚生労働省が提示する「看護師の特定行為研修に係る実習等の指導者研修の開催の手引き」に基づき、「看護師特定行為研修指導者講習会」を開催いたします。

看護師特定行為研修は、団塊の世代が後期高齢者となる2025年に備えて、医師又は歯科医師の手順書により、一定の診療の補助(特定行為)を実施できる看護師を育成していくことを目的とした研修制度です。当協会では、2015年の研修制度施行と同時に厚生労働省の指定研修機関として看護師特定行為研修を開講してまいりました。

そこで、演習および実習のスクーリングや臨床の現場で実際に研修受講者の指導と評価に取り組んでいるノウハウを活かし、研修制度の趣旨および内容等を熟知した指導者の養成を目指してまいります。是非とも多くの皆様にご参加いただきますようよろしくお願い申し上げます。

【開催概要】

- ◇日程 2019年8月24日(土) 9:25~18:00
- ◇場所 CIVI(シーヴィ)北梅田研修センター
大阪府大阪市北区芝田2-7-8 <http://www.civi-c.co.jp/access.html#kita>
- ◇参加対象 看護師特定行為研修において、指導者として携わる予定の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係者
※急性期から在宅まで、あらゆる医療提供の場の方が対象です。
※実習の指導体制には、医師の指導者は必須です。
※参加希望多数の場合は、指定研修機関または実習協力施設に所属されている方や、看護師の場合は、特定行為研修を修了した方などを優先いたします。
- ◇定員 50名 ※満席の場合は、参加申込用紙を受信後、平日3日以内にご連絡いたします。
- ◇参加費 8,000円/1名(昼食代・資料代を含みます)
※2019年8月上旬頃、連絡担当者様あてに参加費請求書をお送りいたします。
※宿泊・交通の手配等は、各自でお願いいたします。
- ◇修了証 本講習会を修了した参加者に「修了証」を交付いたします。
- ◇申込締切 2019年7月22日(月)
- ◇申込方法 「参加申込書」に必要事項をご記入の上、FAXにてお申し込みください。
- ◇主催 一般社団法人 日本慢性期医療協会
〒162-0067 東京都新宿区富久町11-5シャトレ市ヶ谷2階
TEL.03-3355-3120 FAX.03-3355-3122
E-mail: info@jamcf.jp ホームページ <http://jamcf.jp>

*本指導者講習会の研修内容は、厚生労働省が提示する「看護師の特定行為研修に係る実習等の指導者研修の開催の手引き」のテーマおよび内容に基づいております。

日本慢性期医療協会 第8回看護師特定行為研修指導者講習会（大阪会場）
プログラム（予定）

【日程】2019年8月24日（土） 【会場】CIVI北梅田研修センター（大阪会場）

講師 矢野 諭（多摩川病院理事長、臨床研修指導医）
井川誠一郎（平成医療福祉グループ診療本部長、臨床研修指導医）
鈴木龍太（鶴巻温泉病院院長、臨床研修指導医）
佐久間寛（芳珠記念病院病院長、臨床研修プログラム責任者・指導医）

時刻	分	講師	プログラム内容
9:25	5		開講挨拶・事務連絡
9:30 10:20	50	井川誠一郎	特定行為に係る看護師の研修制度について ・研修方法・手順書の位置づけ
10:30 11:20	50	矢野 諭	グループ作業①（KJ法） ・特定行為研修を修了した看護師の役割とは
11:30 13:10	50	佐久間寛	指導者のあり方について ・特定行為研修における指導者、臨床教育のポイント ・臨床実習施設における指導体制・医療安全の確保
	50	佐久間寛	グループ作業② ・指導者のあり方、臨床実習施設のビジョン
13:10 14:10	60		昼食休憩 ランチョンセミナー 超音波スキャナ（血管穿刺エコー）について
14:10 15:50	50	鈴木龍太	特定行為研修のインストラクショナルデザインと 評価のあり方
	50	鈴木龍太	グループ作業④（ワールドカフェ方式） ・指導者に必要な知識・技能・態度、臨床実習における評価
16:00 16:50	50	井川誠一郎	グループ作業③ ・実習指導計画立案、手順書の作成過程とその活用
17:00 17:50	50	矢野 諭	全体セッション（発表）、質疑応答 ・特定行為研修を円滑に進めていくための課題と対応策 ～指定研修機関、実習協力施設、指導者等～
17:50	10		まとめ・全体のふりかえり
18:00			終了



FAX 送信方向 FAX. 03-3355-3122 (日本慢性期医療協会)

第8回看護師特定行為研修指導者講習会（大阪会場） 参加申込書

(参加人数に応じ、本紙をコピーしてお申し込みください。)

〔申込締切〕2019年7月22日(月)

〔参加対象〕看護師特定行為研修において、指導者として携わる予定の医師、歯科医師、薬剤師、看護師等の医療関係者

※実習の指導体制には、医師の指導者は必須です。

※参加希望多数の場合は、指定研修機関または実習協力施設に所属されている方や、看護師の場合は、特定行為研修を修了した方などを優先いたします。

下記に必要事項をご記入の上、該当する□にチェック✓をお願いいたします。

施設名

(特定行為研修の指定研修機関である。 特定行為研修の実習協力施設である。)

住 所

(〒 -)

TEL.



FAX.

連絡担当者

部署

E-mail

@

ふりがな 参加者氏名				(<input type="checkbox"/> 男性・ <input type="checkbox"/> 女性)
生年月日	<input type="checkbox"/> 昭和・ <input type="checkbox"/> 平成	年 月 日	(歳)	
職 種	<input type="checkbox"/> 医師 <input type="checkbox"/> 歯科医師 <input type="checkbox"/> 看護師 <input type="checkbox"/> 薬剤師 <input type="checkbox"/> その他 ()			
免許取得年月日	<input type="checkbox"/> 昭和 <input type="checkbox"/> 平成	年 月	臨床経験年数	年
専攻科(得意とする分野)	<input type="checkbox"/> 呼吸器 <input type="checkbox"/> 循環器 <input type="checkbox"/> 消化器 <input type="checkbox"/> 内分泌 <input type="checkbox"/> 透析 <input type="checkbox"/> 精神 <input type="checkbox"/> その他 ()			
【医師の場合】 指導医講習会の 受講経験	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無  受講年：平成__年(主催者の名称：)			
【看護師の場合】 看護師特定行為研 修の修了の有無等	<input type="checkbox"/> 有 ・ <input type="checkbox"/> 無  指定研修機関の名称：() 修了年：平成__年 認定番号： _____			
	<input type="checkbox"/> 認定・専門看護師である。(分野：)			

- * 「医師の臨床研修に係る指導医講習会」と「看護師特定行為研修指導者講習会」とは異なります。
- * 看護師特定行為研修における区別科目の指導医となる要件は、「医師の臨床研修に係る指導医講習会」の修了です。まだ受講されていない医師の先生方におかれましては、積極的な受講をお勧めいたします。
- * 「看護師特定行為研修指導者講習会」については「受講していることが望ましい」とされているにとどまり、現在のところ、指導者となる必須の要件ではありません。しかし、将来的には、「看護師特定行為研修指導者講習会」の受講が指導者の要件の一つになるであろうことが予想されます。

〈「医師の臨床研修に係る指導医講習会」の開催情報（公募されているもの）〉 厚生労働省ホームページより

実施主体	講習会名称	開催日時			場所
医療法人社団愛友会上尾中央総合病院	上尾中央総合病院主催第12回 指導医のための教育ワークショップ	2019年6月1日	～	2019年6月2日	東京都府中市
一般社団法人日本病院会	2019年度第1回臨床研修指導医講習会	2019年6月1日	～	2019年6月2日	東京都千代田区
NPO法人MMC 卒後臨床研修センター	第25回MMC/第12回三重大学医学部附属病院合同指導医講習会	2019年6月22日	～	2019年6月23日	三重県津市
久留米大学病院	第30回久留米大学病院臨床研修指導医講習会	2019年6月27日	～	2019年6月28日	福岡県北九州市

〈臨床実習指導者の要件〉

- 医師を必ず含むこととし、その他の指導者も、医師、歯科医師、薬剤師、看護師その他の医療関係者であること。
 - 医師又は歯科医師の指導者は、「臨床研修指導医」又は「臨床研修指導歯科医」と同等以上の経験を有すること。
- ※ 「同等以上の経験」とは、「7年以上の臨床経験を有し、かつ医学教育・医師臨床研修における指導経験（研修医への指導経験）を有する医師」が想定されています。
- 看護師の指導者は、特定行為研修を修了した者又はこれに準ずる者であること。
- ※ 「準ずる者」とは、「平成22年度及び平成23年度特定看護師（仮称）養成調査試行事業における研修並びに平成24年度看護師特定能力養成調査試行事業における研修を修了した看護師、専門看護師及び認定看護師、大学等での教授経験を有する看護師」が想定されています。

